

初閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和元年9月11日（水） 18：52～19：13

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

高市早苗 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

河井克行 国務大臣（法務大臣）

茂木敏充 国務大臣（外務大臣）

萩生田光一 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣）

江藤拓 国務大臣（農林水産大臣）

菅原一秀 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤羽一嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小泉進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

河野太郎 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

田中徳 国務大臣（復興大臣）

武田良太 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

衛藤晟一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

竹本直一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西村康稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

北村誠吾 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

橋本聖子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村明宏 内閣官房副長官

岡田直樹 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 2件

○人事 2件

いずれも，案件表のとおり，決定となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、初閣議を開催いたします。

まず、人事案件といたしまして、内閣法制局長官横畠裕介が退官し、その後任に、内閣法制次長近藤正春を任命することについて、御決定をお願いいたします。

西村副長官、岡田副長官、杉田副長官及び近藤法制局長官は、閣議に陪席して案件の説明等を担当いたします。

次に、内閣総理大臣談話について、御決定をお願いいたします。お手元の談話を西村副長官が朗読いたします。

○西村内閣官房副長官：令和の時代が幕を開けて初の国政選挙となった、先の参議院選挙では、国民の皆様から、力強い信任を頂くことができました。

安定した政治基盤の上に、選挙でお約束した政策を一つひとつ実現し、令和の時代の新たな国創りへの挑戦を、果敢に、進めてまいります。

最大の課題は、少子高齢化への対応です。幼児教育・保育の無償化、真に必要な子どもたちの高等教育の無償化を実行するとともに、人生100年時代を見据えながら、年金、医療、介護全般にわたって、全ての世代が安心できる社会保障制度へと、改革を進めてまいります。

激動する国際情勢の荒波を乗り越え、世界を舞台に、新しい時代のルールづくりを主導するとともに、国益を確保する力強い外交を展開してまいります。

今上陛下の「即位の礼」では、世界の首脳たちを日本にお迎えします。今月からは、日本で初めてのラグビー・ワールドカップ、来年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。そして、2025年には大阪・関西万博。世界中の注目が、日本に集まります。

未来への躍動感がみなぎる時代にあって、安倍内閣は、国民の皆様と共に、希望にあふれ、誇りある令和・日本を切り拓いていく決意です。国民の皆様の御理解と御協力を、改めて、お願いいたします。

○菅国務大臣：次に、第4次安倍第2次改造内閣の基本方針について、御決定をお願いいたします。基本方針について、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：令和の時代が幕を開けて初の国政選挙となった、先の参議院選挙では、国民の皆様から、力強い信任を頂くことができました。安定した政治基盤の上に、選挙でお約束した政策を一つひとつ実現し、令和の時代の新たな国創りへの挑戦を、果敢に、進めていかなければならない。

最大の課題である少子高齢化に真正面から立ち向かい、国益を確保する力強い外交を展開することで、希望にあふれ、誇りある令和・日本を切り拓いていく。その強い決意の下に、内閣の総力を挙げて、以下の政策を推し進める。

1. 復興・国土強靱化の推進

まず何よりも、「閣僚全員が復興大臣である」との意識を共有し、熊本地震、東日本大震災からの復興、そして福島の再生を、更に加速する。全国各地で相次ぐ自然災害に対して、被災地の復旧・復興に全力を尽くす。

近年の集中豪雨、気温上昇など気象の急激な変化に対応し、全国的に、河川の改

修，治水，砂防対策，ため池改良，熱中症予防など，防災・減災，国土強靱化のための緊急対策を，3年間で集中的に実施する。

2. 頑張った人が報われる経済成長

三本の矢でデフレ完全脱却を実現する。戦後最大のGDP600兆円を目指し，AI，ロボットなど最先端のイノベーションで生産性革命を起こし，人づくり革命により誰もが夢に向かって頑張れる経済を創り上げる。

世界に先駆けて「第四次産業革命」を実現し，日本経済の新たな地平を切り拓く。

3. 全ての世代が安心できる社会保障改革

子どもたち，子育て世代に大胆に投資し，幼児教育・保育の無償化，真に必要な子どもたちの高等教育の無償化を実現する。現役世代の負担軽減のため，成長と分配の好循環により，希望出生率1.8，介護離職ゼロの実現を目指す。いくつになっても，意欲さえあれば，学び，働くことができる，生涯現役，生涯活躍の社会を実現するため，労働制度をはじめ社会保障制度全般の改革を進める。

少子高齢化に真正面から立ち向かい，誰にでも，何度でもチャンスがあり，多様性に満ちあふれた，女性活躍，一億総活躍の社会を創り上げる。

4. 美しく伝統ある故郷を守り，次世代へ引き渡す

新しい挑戦を後押しする農林水産業全般にわたる改革，中小・小規模事業者の生産性革命，訪日観光客4000万人の実現によって，全国津々浦々で，チャンスあふれる地方創生を展開する。人口急減地域や中山間地域・棚田地域への支援を強化する。少子高齢化に対応した地方自治の在り方について，行政・財政・税制全般にわたり検討を進める。

全国津々浦々，それぞれの特色を活かしながら，若者にチャンスあふれる強靱な地方を創り上げ，美しく伝統ある故郷を次世代へ引き渡す。

5. 新しい時代のアジア太平洋の平和と繁栄の礎を築く

自由で開かれたインド太平洋の実現に向け，日米同盟を基軸に，豪印英仏など価値観を共有する国々と連携を強化する。TPPや欧州とのEPA，デジタルデータに関する大阪トラックをはじめ，新しい時代の世界のルールづくりを我が国がリードして進める。

北朝鮮の拉致・核・ミサイル問題を解決し，過去を清算して国交正常化を目指す。領土問題を解決して日露平和条約を締結するとともに，日中関係を新たな段階へと押し上げることで，戦後日本外交の総決算を行う。

激動する国際情勢の荒波を乗り越え，新しい時代の北東アジアの平和と繁栄の礎を築く。

最後に，各府省の公務員諸君には，大いに期待している。令和の時代の新たな国創りには，諸君の斬新な発想力と大胆な行動力が不可欠である。行政のプロとしての誇りを胸に，その持てる力を存分に発揮してほしい。常に，国民の目線を忘れることなく，その心に寄り添いながら，政策立案に当たっては積極的に提案し，現場にあっては果敢に行動してもらいたい。

○菅国務大臣：次に，内閣総理大臣の臨時代理の指定について，内閣総理大臣から御

発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：第4次安倍第2次改造内閣における危機管理の徹底を図る観点から、内閣法第9条に基づき、内閣総理大臣に事故のあるとき、又は内閣総理大臣が欠けたときの対応として、予め順位を定めて指定している内閣総理大臣の臨時代理は第1順位、副総理をお願いしている麻生財務大臣、第2順位、菅内閣官房長官、第3順位、茂木外務大臣、第4順位、高市総務大臣、第5順位、河野防衛大臣であります。各閣僚においては、臨時代理指定の趣旨を体し、緊急事態が発生した場合には、対応に万全を期すようお願いいたします。

○菅内閣総理大臣：次に、「閣議の公表等」について、申し上げます。

閣議や閣僚懇談会での議論を各大臣が会見等でそれぞれの言葉で公表されると、とかく閣内が統一性に欠けているかのような印象を外部に与えるおそれがあります。公表すべき事項は閣議後の会見で私から統一的に公表しておりますので、各閣僚におかれては、閣議や閣僚懇談会の議論を外部に漏らすことは、厳に慎んでいただきます。また、閣議の案件の中には、相手国や関係方面の手続が終了していないものなど閣議決定後も不公表扱いとするものがあります。これらについては、当然のことながら、閣議に付議されたという事実も含め、外部に漏れることのないよう十分御留意願います。なお、閣議決定又は閣議了解を要する人事その他の幹部人事については、事前に十分内閣官房と協議されるようお願いいたします。

次に、「閣議等の議事の記録の作成・公表」について、申し上げます。

閣議の透明性の向上や情報公開、国民への説明責任という観点から、閣議決定に基づき、平成26年4月から、閣議等の議事録を作成し、概ね3週間後に官邸ホームページに掲載しております。議事録には、登録発言は「発言要旨」をそのまま、登録外発言については、発言の要点のみを記載することとしており、議事整理上、各大臣の発言は原則登録いただくとともに、議事録の記載内容につきましては、私に御一任下さいますよう、お願いいたします。

次に、「内閣府職員、副大臣及び大臣政務官規範」が平成13年1月6日の閣議決定により定められておりますので、これを遵守されるようお願いいたします。その主な内容は、政治と行政への国民の信頼を確保するため、営利企業については、報酬を得ると否とにかかわらず、その役職員を兼職してはならないこと、また、公益法人等については、報酬がなく、かつ、名誉職である場合に限りその兼職を認めるが、内閣総理大臣へ届け出ること、このほか、株式等の有価証券、不動産等の取引を自粛することとし、保有する株式等は信託銀行に信託すること、内閣総理大臣及びその家族の資産を就任時及び辞任時に公開すること、等であります。なお、過去にも問題になったことがありますので、この規範を必ずお読みいただき、各閣僚とも御自身の兼職状況の洗い直しや不動産等の取引のチェック等を十分に行うようお願いいたします。

次に、「政・官の在り方」について、申し上げます。

第2次安倍内閣発足時の閣僚懇談会において申合せがなされております。その内容は、誤った政治主導を是正し、政官の役割分担を明確にすることにより、相互の

信頼の上に立った本当の意味での政治主導を確立するため、政治家と公務員の接触について心得るべきことのルールなどについて定めるものであります。各府省の具体的な対応は、各大臣の判断と指示の下に行うものであり、この申合せを必ずお読みいただき、政・官関係の適正確保に、指導力を発揮していただくようお願いいたします。

次に、危機管理の観点から申し上げます。

1点目は、閣僚はいかなるときにも連絡がとれる態勢をお願いいたします。2点目は、緊急事態への対応に関しては、官邸との連絡・調整はもとより、速やかに必要な情報が伝えられるよう体制整備をお願いいたします。3点目は、各閣僚が東京を離れる場合には、必ず副大臣又は大臣政務官が代理で対応できるよう調整をお願いいたします。

次に、いわゆる「内奏」について、申し上げます。

国務大臣は、宮中において、天皇陛下に、その所管事項に関する諸問題等について、御説明申し上げる機会があります。言うまでもなく、それ自体は国政の動向に影響を及ぼすことはあり得ないもので、何ら憲法の趣旨に反するものではありませんが、その過程において天皇陛下が国政の動向に影響を及ぼしているかのような誤解を与えかねないというおそれもあります。したがって、各国務大臣は、これらの点を慎重に考慮し、陛下にお話し申し上げた内容やその際の陛下のおことばを外部に漏らしたり、部下に対する訓示にこれを引用することなどが無いよう、十分御留意願います。

次に、「閣僚の対外的発言」等について、申し上げます。

記者会見やテレビに出演する場合等の対外的発言に当たっては、内閣の基本方針や既に政府として決定した方針を踏まえ、無用な疑念を抱かれることのないよう十分御留意いただくようお願いいたします。講演会であっても私見を述べることは厳に慎んでいただきます。

また、政治資金の管理や収支報告の適正化等については、政治家全員に関係することではありますが、特に閣僚には政治資金の透明性を確保するという責任が格段に大きく、より一層厳正な管理等が求められています。各閣僚には、自らが関係する政治団体の会計帳簿・領収書・収支報告書の点検、支出区分や寄附等の適法性の確認等を十分に行うようお願いいたします。

次に、初閣議案件について、西村副長官から御説明申し上げます。

○西村内閣官房副長官：人事案件について、申し上げます。秋葉賢也外4名を内閣総理大臣補佐官等に任命し、内閣総理大臣補佐官菌浦健太郎外2名を願いに依り免ずることについて、お手元に配布しております資料のとおり、御決定をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、橋本聖子国務大臣の名前の使用について、申し上げます。

橋本大臣の名前の使用については、申請に基づき、今後、政府代表等への任命行為については、本名を使用し、許可等対外的な法律上の行為等については、戸籍上の旧姓を使用することといたします。これを閣議口頭了解といたしますので、よろ

しくお願いいたします。

次に、「大臣補佐官の任命」について、申し上げます。

大臣補佐官の任命は、大臣からの申出により内閣が行うこととなっております。任命に当たっては、①大臣を補佐させることが特に必要である特定の政策があると認められること、②公益の実現のため職務を遂行し得る人材であること、③個別の政策課題に応じて、各大臣を直接補佐する職務を担うに足る識見を有し、かつ、清廉な人材であること、④適切な行政運営に支障のない人事であること、を考慮することとします。この4点を充足し、大臣補佐官の設置が特に必要と考えられる場合は、私に十分御相談いただきますよう、お願いします。

また、「大臣補佐官の職務遂行に係る規範」が平成26年5月27日の閣議決定により定められております。その主な内容は、①大臣補佐官は、特定の政策について、上司である大臣を補佐するものであり、副大臣、大臣政務官及びその他の職員に対する指揮命令権を持たず、また、これらの者から指揮命令を受けることはないこと、②大臣は、大臣補佐官の就任時において、特定の政策を明示して担当させる職務の範囲を書面により指示すること、等であります。大臣補佐官制度を適切に運用していくため、各閣僚におかれましては、十分に御留意願います。

これをもちまして、初閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

「閣僚の給与の一部返納」について、申し上げます。

内閣として、行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、前内閣に引き続き、今後も従来どおりの内容で継続することとし、各位の御賛同を頂き、これにつきましては、「閣僚懇談会の申合せ」といたしたいと思っております。これにより、内閣総理大臣にあっては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあっては同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとします。

懇談に移ります。御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

初 閣 議 案 件

〔 令 和 元 年 〕
〔 9 月 11 日 〕 (水)

◎ 人 事

- 資 料
あ り ○ 近 藤 正 春 を 内 閣 法 制 局 長 官 に 任 命 し ， 内 閣 法 制 局
長 官 横 畠 裕 介 を 願 に 依 り 免 ず る 事 について
(決 定)

◎ 一 般 案 件

- 資 料
あ り ○ 内 閣 総 理 大 臣 談 話 (決 定) (内 閣 官 房)
〃 ○ 基 本 方 針 (決 定) (同 上)

◎ 人 事

- 資 料
あ り ○ 瀧 澤 裕 昭 外 4 名 を 内 閣 情 報 官 等 に 任 命 し ， 内 閣 情
報 官 北 村 滋 外 2 名 を 願 に 依 り 免 ず る 事 について
(決 定)

[○ 署 名 あり ☆ 署 名 な し]